別表第十三その五（第八十六条の七関係）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

〔防衛大臣／方面総監等〕　印

処　分　要　請　書

（業　務　従　事）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第２項の規定に基づき、次のとおり業務従事に係る処分を要請する。

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
従事すべき理由	
連　絡　先	
備　考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

１　「従事すべき業務」の欄には、業務の種類及び業務内容が特定できるような事項を記載する。（例えば、個人の業務従事の場合には、「医療に従事する　　（従事者種別を記入）を　　（人数を記入）名」（医療業務関係）、事業者の場合には、「　　（建築物を記入）を　　（数量を記入）建設」（土木建築工事関係）、「　　（輸送物資）を　　（輸送手段）により輸送」（輸送業務関係））

２　「従事すべき場所」の欄には、業務を行う場所が明確になるような事項を記載する。（例えば、「　　（地域を記入）において」、「　　（出発地を記入）から　　（到着地を記入）の間」）。なお、当該場所は、自衛隊法第103条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

３　「従事すべき期間」の欄には、業務の開始及び終了の期日（終了の期日があらかじめ決定していない場合においては、終了が見込まれる期日）等を記載する。

４　「従事すべき理由」の欄には、秘密保全に十分配慮しつつ、業務従事を命じる目的、必要性等について記載する。

５　「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

６　「備考」の欄には、あらかじめ、従事する業務の細部について指定することが決まっている場合は、その旨を記載する。（例えば、「　　（業務を記入）の細部事項については　　（防衛大臣又は方面総監等のうち該当者を記入）が別途指定する。」）

注：１　出発地から到着地までの経路は、自衛隊法第103条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内に限る。

２　自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体の職員に対し業務に従事させることが必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。

なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社については、自衛隊法第103条に基づく処分の対象には含めず、これらの会社に対しては、同法第101条の趣旨を踏まえ、必要な協力を求めるものとする。東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社については、当分の間、同様の措置をとるものとする。

別表第十三その六（第八十六条の七関係）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

〔防衛大臣／方面総監等〕　印

処　分　要　請　書

（立木等の移転・処分）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第３項／第103条の２第２項の規定に基づき、第103条第１項本文／第103条の２第１項の規定の例により、次のとおり処分を要請する。

立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
連　絡　先	
備　考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

１　「立木等の種類・数量」の欄には、「種類」については、立木等が特定できるような事項を、「数量」については、移転又は処分する個数、重量等を記載する。（例えば、具体的な立木、土地に定着する物件（採取期の果実、土地に定着した機械・設備等（家屋を除く。））の種類と個数、重量等）

２　「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第１項に規定する自衛隊の行動に係る地域内若しくは同条第２項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の２に規定する展開予定地域内に限る。

３　「移転・処分の内容」の欄には、具体的な移転又は処分の内容を記載する。（例えば、「　　（移転先を記入）へ移転」（移転の場合）、「伐採」（処分の場合））

４　「移転・処分する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、移転・処分する目的、必要性等について記載する。